

美瑛町国民保護計画 変更の概要

【変更の理由】

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救護・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

美瑛町は平成19年2月に町国民保護計画を策定している。

今回の計画の変更は、国の基本方針と北海道国民保護計画、美瑛町国民保護計画の整合性を図ることを主たる目的として変更を行うとともに、組織機構改革に伴う名称の変更、統計の修正、文言の整理などの変更をするものである。

【主な変更内容】

変更理由	変更内容	ページ数
国の基本方針の変更	非常通信体制の整備における文言の訂正	P21
	国との通信体制として緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を追記する。	P23. 49
	安否情報システムの利用に関する規定の追加	P24
	実践的訓練の内容について追加	P26
	武力攻撃事態等合同対策協議会との連携を追加	P44
	大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難について追加	P54
	弾道ミサイル発射時の対応について修正	P55
	安否情報システムによる北海道への報告方法の変更	P62. 63 P64
	NBC 攻撃による汚染原因に応じた対応について追加	P72
北海道国民保護計画の変更	「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を国民保護にも適用できるよう再締結したことによる変更	P19
	文言の訂正（死体→遺体、非常通信協議会→北海道地方非常通信協議会）	P57. 61 P73
	北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う文言の訂正（上川支庁→上川総合振興局）	P7
	陸上自衛隊上富良野駐屯地改編に伴う協議会委員の訂正（第4特科群→第2戦車連隊）	P7
組織機構改革の伴う名称の変更、統計の修正、文言の整理など軽微な変更、追加	基本用語の説明の追加	P5. 6
	組織機構改革に伴う名称の変更	P14. 17
	図や統計値の訂正およびその伴う文言の訂正	P11. 12. 13 16. 22. 25 35. 38. 39 40
	災害対策基本法の改正に伴う文言の訂正（災害時要援護者→要配慮者、災害時要援護者の避難支援プラン→避難行動要支援者名簿）（避難行動要支援者名簿の活用について修正）	P28. 29. 30 32. 49. 52 53. 54
	所管省庁の変更等（文部科学省・経済産業省→原子力規制委員会）（厚生労働大臣→内閣総理大臣）	P31. 59
	自衛隊部隊改変による変更 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等の具体化	P45
	警報の内容の伝達について	P49
	学校教育法の一部改正に伴う訂正（特殊教育諸学校→特別支援学校）	P. 60
	廃棄物の処理対策の訂正（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部→環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）	P. 77